剤。ただし、一錠中七―（四・七―ジアザスピロ［二・五］オクタン―七―イル）―二―（二・八―ジメチルイミダゾ［一・二―ｂ］ピリダジン―六―イル）―四Ｈ―ピリド［一・二―ａ］ピリミジン―四―オンとして六〇㎎以下を含有するものを除く。

四の四　（略）

四の五　（略）

五～十七　（略）

劇薬

有機薬品及びその製剤

一～五の二十三　（略）

五の二十四　（略）

五の二十五　三―（［［（二Ｓ）―二―アミノ―二―カルボキシエチル］カルバモイル）アミノ）―五―クロロ―四―メチルベンゼンスルホン酸（別名ウパシカルセト）、その塩類及びそれらの製剤

五の二十六　（略）

五の二十七～五の五十六　（略）

五の五十七　（略）

四の三　三・五―ジアミノ―六―（二・三―ジクロロフェニル）―一・二・四―トリアジン（別名ラモトリギン）及びその製剤。ただし、一錠中三・五―ジアミノ―六―（二・三―ジクロロフェニル）―一・二・四―トリアジンとして一〇〇㎎以下を含有する錠剤を除く。

四の四　（略）

五～十七　（略）

劇薬

有機薬品及びその製剤

一～五の二十三　（略）

五の二十四　二―アミノ―二―［二―（四―オクチルフェニル）エチル］プロパン―一・三―ジオール（別名フィンゴリモド）、その塩類及びそれらの製剤

（新設）

五の二十五　㈠―一―アミノ―一九―グアニジノ―一一―ヒドロキシ―四・九・一二―トリアザノナデカン―一〇・一三―ジオン（別名グスペリムス）、その塩類及びそれらの製剤

五の二十六～五の五十五　（略）

五の五十六　四―アミノ―五―フルオロ―一―［（二Ｒ・五Ｓ）―二―（ヒドロキシメチル）―一・三―オキサチオラン―五―イル］ピリミジン―二（一Ｈ）―オン（別名エムトリシタビン）、その塩類及びそれらの製剤

（新設）

五の五十七　六―アミノ―二―フルオロメチル―三―（オルト―トリル）―四（三Ｈ）―キナゾリノン（別名アフロクアロン）及びその製剤。ただし、一個中六―アミノ―二―フルオロメチル―三―（オルト―トリル）―四（三Ｈ）―キナゾリノン二〇㎎以下を含有する内用剤を除く。

五の五十八～五の七十　（略）

六～十九の三　（略）

十九の四　一〇―（三―キヌクリジニルメチル）フエノチアジン（別名メキタジン）及びその製剤。ただし、一個中一〇―（三―キヌクリジニルメチル）フエノチアジン三㎎以下を含有する内用剤及び一〇―（三―キヌクリジニルメチル）フエノチアジン〇・六％以下を含有する内用剤を除く。

（新設）

十九の五　ギボシラン、その塩類及びそれらの製剤

十九の六　（略）

十九の七　（略）

二十～二十六の三十三　（略）

十九の五　（三ａＳ）―二―［（三Ｓ）―キヌクリジン―三―イル］―二・三・三ａ・四・五・六―ヘキサヒドロ―一Ｈ―ベンゾ［ｄｅ］―イソキノリン―一―オン（別名パロノセトロン）、その塩類及びそれらの製剤

十九の六　（略）

二十～二十六の三十三　（略）